

ハンセン病の歴史と法律

出典：厚生労働省『わたしたちにできること』

明治以前のハンセン病

この病気にかかった者は、仕事ができなくなり、商家の奥おくざしき座敷や、農家の離れ小屋で、ひっそりと世の中から隠かくれて暮くらしました。家族への迷惑を心配し、放浪ほうろうの旅に出る「浮浪癩ふるうらい」と呼ばれる人もいました。

「癩予防二関スル件」と「無らい県運動」

政府は1907年（明治40年）、「癩予防二関スル件」という法律を制定し、「浮浪癩」を療養所に入所させ、一般社会から隔離きそしました。1929年（昭和4年）頃からは、各県が競ってハンセン病患者を見つけだし、強制的に入所させるという「無らい県運動」が全国的に進められました。

「癩予防法」

1931年（昭和6年）には従来の法律を改正して「癩予防法きょうせいかくり」が成立し、強制的隔離によるハンセン病絶滅政策という考えのもと、在宅の患者も療養所へ強制的に入所させました。

政策に反対する医師などもいましたが、1943年に治療薬プロミンが発見され、戦後になって日本へと入ってきた後も状況は変わりませんでした。

「らい予防法」

1951年（昭和26年）、療養所の入所者は、全国国立らい療養所患者協議会（全患協ぜんかんきぎょう）をつくり、法の改正を政府に要求しましたが、1953年（昭和28年）、患者たちの猛反対を押し切って「らい予防法」が成立しました。この法律の存在がハンセン病に対する偏見や差別をより強めたといわれ、患者はもとよりその家族も結婚や就職をこぼまれるなど、偏見や差別は一向ひがになくなりませんでした。また、ハンセン病であることを隠して療養所の外で暮らしていた方々も、差別を恐れ、また、適切な医療を受けられないなど大変な苦勞をしました。

「親や兄弟姉妹と暮らすことができない
実名を名乗ることができない
結婚しても子どもを生むことが許されない
一生療養所の外で暮らせない
死後も故郷の墓に埋葬してもらえない」

どうかこの痛みを想像し、
苦しむ声に耳を傾けてください。
わたしたちにできること・・・
それは、ハンセン病について、
正しい知識を持ち、理解すること。
これが差別や偏見をなくす第一歩なのです。

交流から広がるハンセン病への理解

- 所在地 鹿屋市星塚町4204番地
☎0994-49-2500
- 施設概要 医療施設、入所者の住居、社会交流会館、公会堂、宗教会館、納骨堂等



（社会交流会館 平成26年12月開館）

社会交流会館では、実物や本、紙芝居などを通して、ハンセン病問題や星塚敬愛園の昔と現在を知ることができます。

また、夏祭り納涼大会やふれあい体験なども、ぜひ、訪れてみてはいかがでしょうか。

鹿屋市 保健福祉部 健康増進課
鹿屋市北田町11番6号
TEL 0994-41-2110

ハンセン病問題って何だろう？

ハンセン病を知り、 差別や偏見をなくそう



（国立療養所星塚敬愛園 平成26年10月撮影）

ほしづかけいあいえん
星塚敬愛園は全国に13ある国立ハンセン病療養所の一つであり、当時若手の代議士で、後に鹿屋市長になる永田良吉氏が大隅半島の発展を願い、誘致運動をしたことで、昭和10年10月28日に開園されました。

園名は、地名の星塚原と、西郷隆盛が好んだ「敬天愛人」からとったものです。

敬愛園の敷地は約37万㎡で、入園者数は昭和18年が最多で1,347名でした。



鹿屋市